

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

令和2年4月10日

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(流動性リスク管理に係る取締役等による監督)</p> <p><u>第1条の2 規則第2条の4第2号に規定する細則で定める措置は、流動性リスク管理を適切に実施することを確保し、流動性リスク管理態勢が適切で効果的であるかどうかを評価する流動性リスク管理担当者を任命し、取締役会等に対し、流動性リスクに関する管理の状況と必要に応じて適切に追加的な流動性分析等が実施されているのか等について、定期的に報告させ、自社の管理態勢が適切で効果的であることを確認すること。取締役会等で自社の流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを担当者に指示し、その実施状況を確認すること。</u></p> <p><u>取締役会等において、自社の流動性リスク管理態勢が適切で有効であることを検証する際には、次に掲げる事項を考慮すること。</u></p> <p><u>イ 追加的な分析・管理ツール等を使用することが必要となった場合において、予算、人員等の十分なリソースが確保されているか。</u></p> <p><u>ロ 関係当局等からの要請に基づいて短期的な対応が必要となった場合において、予算、人員等の十分なリソースが確保されているか。</u></p> <p><u>ハ 社内や監督官庁、受益者に対する報告が状況に応じて迅速に実施される</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p><u>態勢となっているか。</u></p> <p><u>二 設定・解約の停止等の各種流動性リスク管理ツールの使用について、これの使用開始等について決定する責任者が定められているか。</u></p> <p><u>ホ 設定・解約の停止等の各種流動性リスク管理ツールの行使方針について、明確に書面化されているか。</u></p> <p>(事後チェック体制)</p> <p><u>第1条の3</u> (略)</p> <p>(発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等)</p> <p><u>第1条の4</u> (略)</p> <p>(一括発注に係る平均単価の計算方法)</p> <p><u>第1条の5</u> (略)</p> <p>(一括発注に係る配分方法)</p> <p><u>第1条の6</u> (略)</p> <p><u>第1条の7</u> (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(事後チェック体制)</p> <p><u>第1条の2</u> (同 左)</p> <p>(発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等)</p> <p><u>第1条の3</u> (同 左)</p> <p>(一括発注に係る平均単価の計算方法)</p> <p><u>第1条の4</u> (同 左)</p> <p>(一括発注に係る配分方法)</p> <p><u>第1条の5</u> (同 左)</p> <p><u>第1条の6</u> (同 左)</p> <p>(同 左)</p>

新	旧
<p>附 則 <u>この改正は、令和4年1月1日から実施する。</u></p>	